

画竜点睛

会社の良き伴走・伴奏者を目指し

勁草法律事務所では、会社の経営に関わりのある法律改正や裁判例など、身近な法律に関わる知識などのお役立ち情報をニュースレターとして発信させて頂いております。

良い会社作りのお手伝いをしたいという思いの一つ、時期ごとの挨拶としてお受け取り頂ければ幸甚です。

平成29年8月吉日

○ 裁判例情報

高額の年棒制で勤務する医師について、残業代の先払い部分を年棒に含めるという第1審・第2審の判断が覆されたケース（最高裁判所 平成29年7月7日判決）

弁護士 西丸 洋平



年棒制で採用する従業員の方は中小企業ではあまりいないことからピンとこないかもしれません、ここ数年高額の年棒制で採用された方が退職後にいわゆる残業代を請求するケースが出ています。これまで大手証券会社等のケースで、残業代の先払い部分がどこまでの支払いか不明でも年棒に含まれると判断した高等裁判所レベルの判断があるところでした。

今回は、つい最近出たこうした流れの判断を最高裁が覆したケースをタイムリーな話として触れて行きたいと思います。

まず、先ほどの裁判例の流れにおける問題点としては、これまでの裁判例の判断と齟齬が出かねない点が挙げられます。これは、裁判例で固まったところとして、残業代の不足部分を従業員側が後で清算できる形にしておくというものです。残業代の一部を月給等で先払いする場合は、どこまでの残業代がどこに含まれているかを明らかにし、不足分は清算されることが必要であるというものです。

また、先に残業代の放棄をすることについては厳しい判断が出されています。

他方で、高額年棒制で採用された方には勤務時間の使い方に一定程度の裁量がある場合が多いので、会社として細かく管理しにくいという面があります。こうした点を反映し、一部の指定職種では裁量労働制と呼ばれる、簡単に言えば、どのくらい勤務しているかわかりにくい専門職については、実際の勤務時間にかかわらず一定の時間勤務したものと扱うという制度があります。今回問題になった医師は、そのいった職種には含まれていません。

実際問題になったケースでは従業員が1000人を大きく超える病院で勤務している医師が、解雇をされた後に、①解雇が無効であることを理由とした請求（今も従業員であることの確認と給料の請求）②いわゆる残

業代の請求をしたものになります。

問題となっている年棒制の内容は簡単には次のとおりです。

- ・年棒1700万円(諸手当込で月120万円で賞与あり)
 - ・週5日勤務で朝8時半～17時半勤務(休憩1時間)
 - ・業務上の必要があれば、時間外勤務あり(当直などもあり)
 - ・時間外勤務に関する決まりがあり、この決まりで定まっている以外の時間外勤務は年棒に含まれている
- 時間外勤務に関する決まりは概略次のとおりです。当直や日直は別とされています。
- ・残業代の対象は、病院の収入に直接つながる業務または必要不可欠な緊急業務
 - ・必要不可欠な緊急業務は、午後9時から翌朝8時半あるいは休日に発生したもののみ
 - ・通常業務の延長となるものは残業代の対象ではない。

年棒には各手当と基本給がありました、残業代となる部分がどこかはつきりしていませんでした。また、時間外勤務の規定を満たしたものの残業代は支払われ、当直や日直は別に手当として支払われています。

このケースでは第1審・第2審ともに解雇の有効性は認められており、最高裁の判断でも第1審と第2審の判断を覆したのは残業代の部分ですから、以下ではこの点のみを触れます。残業代に関する争点は次の通りです。

- ア 実際の勤務時間はどこまでか
- イ 従業員医師は残業が基本的に不要な立場か
- ウ 年棒に時間外規定で定める以外の残業に対する残業が全て含まれているのか

このうち、イは容易に第1審で否定され、アとウが第2審でも大きく争われ、ウは最高裁でも大きく争われています。ここでは、特に問題となったウに関して触れておきます。ウについては第1審と第2審で示した判断を最高裁が覆した形となっています。ウは雇用契約でこうした合意が有効にできるのかという問題になります。

第1審と第2審は、主に人の生命等の安全にかかわる仕事をする医師は、仕事の性質上労働時間の規制の枠(長時間残業を抑制するのが残業代の割増等の規制の意味あいとされています)になじまない・そのため、勤務時間よりも勤務の成果で評価をするべき・高額の給与を与えられているから通常業務の延長分は給与に含まれているという理由から、残業部分を一定程度年棒に含めるのは合理的であると述べています。簡単に言えば、勤務時間の規制になじみにくいと考えられる仕事で高額の給与が支払われている場合に、どこまでが残業代部分か不明でも一定部分を残業代の先払いとしてもいいというものです。それでも深夜残業部分などはこの一定部分に含まれないと、一部は残業代を認めています。

これに対して、最高裁は、これまでの最高裁の判例(どこまでの部分がどこまでの残業代に対応しているかをはつきりさせる・足らずは調整する)との判断を踏まえ、年棒のうちどこまでが・どの部分までの残業代かわからない合意によって、時間外割増規定以外の残業部分まで支払ったとは言えないと判断しています。結論として、こうした前提のもとで残業代を計算してみて、どこまで支払ったといえるかどうかを更に審理するために、高等裁判所に差し戻しをしています。

最高裁の判断としては、法律の規定が存在しないのに、これまでの最高裁の固定残業代(残業代の前払い)に関する判断に反するものを退けたものと評価できます。高度プロフェッショナル職を巡る議論がありましたが、高額な年棒制だからといって直ちに残業代に関して甘い判断になるわけではないということで、最新の一つの参考になる判断と思われます。

○ コラム 「民法」改正案が成立しました(その2)

弁護士 片島 由賀



先月、民法改正のうちいくつか取り上げましたが、今回は主に保証人に関する変更を中心に取り上げたいと思います。

保証人については、従来からあまり深く考えることなく判子を押したために、多額の支払いを負うといった事態がよくあったことから、平成16年の改正で保証契約については書面を交わさないと効力を生じないとされました。

今回の法改正では、それをさらに進めて、以下の内容へ変更され、特に個人での債務保証に対してより保護が厚くなりました。

1 個人保証は公正証書作成が原則義務化

さきに触れましたように、保証契約については、書面によらなければ契約として効力が発生しないとされていましたが、さらに

①事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約

②主たる債務の範囲に事業のために負担する貸金等債務が含まれる根保証契約の場合には、公正証書を作成しなければならないと改正されました。

このように、公正証書の作成が必要とされているのは、事業に関する貸金等債務ですので、たとえば建物賃貸借契約の借主の債務を保証する場合には、その建物が事業用のものであっても当てはまらないといえます。

公正証書を作成する場合には、保証人となろうとする人が保証契約を結ぶ1か月前に、保証する意思を公正証書で示す必要があります。さらに、保証人となろうとする人は、公証人に保証の意思と保証契約などの内容を口頭で伝えなければならないとされています。

こういった手続きを要求することにより、保証人となろうとする人が、これから交わそうとしている保証契約の内容・リスクをきちんと把握できる機会を設けるようにするとともに、公証人もその意思を確認できるようにしているのです。

なお、この公正証書作成義務には例外の規定があって、借り入れをする会社の取締役など経営者、いわゆる大株主（法律上要件があります）、個人事業主と共に経営している人、配偶者は事業資金などの借入の保証をするときは、公正証書の作成はいらないとされています。

2 情報提供義務が定められました

改正法では、情報を提供しなければならない時期について3つ定められました。

① 契約締結時

主たる債務者⇒委託を受けた個人保証人に対して、財産・出資の状況・他の債務の有無、額、履行状況、主たる債務の担保について、他の提供の内容を提供すべきと定めています。

これまで、委託を受けて保証をするにしても、保証する内容や主たる債務者の財務状況などといった重要な情報の提供がないまま、保証人になり結局負債を抱えてしまうケースが多くなったことから、そういった場合を未然に防ぐ手立てとなるよう規定がされたといえます。

なお、こういった情報を提供しない、あるいはうその情報を提供することで保証人が誤った情報を前提に契約をしたとき、債権者もそういた情報を提供されていないことを知り、または知り得たときに限定されますが、保証人は保証契約を取り消せるとしています。

② 主たる債務の履行状況

債権者⇒委託を受けた個人保証人・法人保証に対して、債務不履行の有無、債務の残額、履行期限が到来

している債務の額を提供すべきと定めています。
主たる債務者がきちんと支払いをしている限りは問題がありませんが、いつ支払いが滞るかわからないリスクを常に保証人は抱えています。保証人の方としては現在の支払い状況などを知りたいという要望が大きいといえます。今回の改正でそういう点への配慮・手当がされました。

債権者がこういった保証人への情報提供義務を怠った場合の定めは民法にはありません。債務不履行責任の一般的な考えに沿っての判断となるでしょう。

③ 主たる債務者が期限の利益を喪失した場合

債権者⇒個人保証人(委託の有無問わず)に対して、主債務者が期限の利益を喪失したこと(2ヶ月以内)
「期限の利益」とは、期限が到来するまでの間、債務の履行などが猶予されることで受ける利益のことをいいます。この「期限の利益」を喪失すると、残金の支払いを一括してしなければならないとの条項が入っていることが一般ですし、そうなると保証人が支払いをしなければならなくなるリスクも高まることから定められたといえます。

この場合債権者が通知を怠ると、保証人に対して期限の利益の喪失から通知までの遅延損害金を請求できなくなります。

3 根保証の定めが保証人保護により一層配慮されました

根保証とは、すでに発生している特定の債務の担保ではなく、継続的な取引から将来発生する不特定の債務を包括的に担保する保証をいいます。よくあるのは、継続的に売買取引などを行う中で生じる不特定な債務の保証や、不動産賃貸借の借主の債務の保証などが挙げられます。

根保証は、保証する債務の内容が契約時点では予測が難しい上に、長期間にわたる保証により保証人の負う責任が予想より大きくなることがあります。以前から問題になっていました。

民法改正により、賃貸借契約における賃借人の債務の保証の場合でも極度額の定めがないと無効となるので今後気を付ける必要があります。

これにより、賃貸借契約における賃借人の債務の保証の場合でも極度額の定めがないと無効となるので今後気を付ける必要があります。

また、根保証については、このほかにも賃貸借契約における元本確定事由が、個人根保証契約のすべてに適用されることに変更されたりなどしています。

民法改正により社内規定などを見直す必要が出てくると思いますので改正の内容については注意しておくべきでしょう。

当事務所では、9月以降民法改正セミナーを行いますので、この機会に是非ともご利用頂ければ幸いです。

編集後記



いつの間にか梅雨は明けたようですが、相変わらず蒸し暑い日が続いていますね。少しでも涼しげなところにと思い、先日岡山市内にある「太戸の滝」と、岡山市から東に少し行ったところにある「岡山農業公園ドイツの森」というところに行きました。「太戸の滝」は普段水量が少ないらしく、行った日も小川のような雰囲気で、涼を感じるまでではなかったのが残念でした。写真はドイツの森のひまわり畑です。もともとバラも見に行ったのですが、やや終わりかけでした。ひまわりはちょうど花が咲きそろった感じで、とても綺麗でした。ちょっとした迷路になっていて、お子様でも楽しめるようになっていました。(K)